

茨城県原子力安全対策委員会(平成30年度第1回)のコメント対応表

| No | 該当ページ | 委員からのコメント | 発言者 | 当日の回答 | コメント回答 |
|----|-------|---|------|---|---|
| 1 | 11 | 東海再処理施設の廃止に至る期間において、高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)が、いつまで、どこに保管されるのか、経時的な大きな流れを示した方が良い。 | 久保委員 | 今後約10年をかけて、高放射性廃液のガラス固化を行う。ガラス固化体は、原子力発電環境整備機構(NUMO)が建設する地層処分施設の操業開始まで、ガラス固化技術開発施設(TVF)の保管施設において保管を継続する。 | 11ページに「ガラス固化体及び廃棄体は、処分施設の操業開始後随時搬出する計画であり、搬出まで構内の保管施設に保管する。」を追記。 |
| 2 | 60 | 廃止措置の作業が数十年にわたることから、当初の考え方が残らず、全体の整合が取れない可能性もある。継続性をもって廃止措置が行えるよう、ハード面だけでなく、人材確保を含めたソフト面も、しっかり計画に組み込めるような仕組みを作っておくべきである。 | 松本委員 | 数世代にわたる東海再処理施設の廃止措置計画を着実に実施していくため、技術継承や知識継承は重要な事項であると認識している。様々な課題に対し、一つずつ責任を持って取り組んでいきたいと考えている。 | 64ページに人材確保と技術継承に係る記載は既にあるものの、コメントの重要性を鑑み、60ページに「人材の確保及び技術継承」を追記。 |
| 3 | 64 | 長期間にわたる計画であることから、技術的な取組もさることながら、安全文化的な教育も必要である。 | 出町委員 | 拝承。 | 64ページに「安全文化醸成に係る活動に取り組むとともに」、図中に「安全文化の醸成活動」を追記。 |
| 4 | 67 | 内向きの技術開発ではどうしてもモチベーションが下がってくるので、安全に貢献するような成果を生み出し、外部に積極的に発信して欲しい。 | 出町委員 | 原子力発電所と再処理施設の廃止措置の特徴は異なっており、再処理特有の技術開発の成果については外部発信していきたい。 | 67ページに「また、国内はもとより、国際協力の枠組み等を活用し、先行各国と協力し、再処理施設の廃止措置技術開発を合理的に進める。」、「外部発信していく」を追記。 |
| 5 | 75 | 核燃料物質について引き続き取り扱うことから、核セキュリティ対策についても示した方が良い。 | 出町委員 | 核燃料物質を取り扱うことから、核セキュリティ対策はもちろんのこと、計量管理についてもIAEA等と調整を図りながら、適切に対応している。 | 75ページに「核燃料物質について引き続き取り扱うことから、核物質防護規定に基づく、核セキュリティ対策を適切に実施していく。」を追記。 |
| 6 | 13 | グリーンハウスにおける作業では、体内汚染の確率が高くなることから、事故発生時の処置と医療面からの処置についても記載した方が良い。 また、プルトニウムによる汚染の場合、治療が早ければ早いほど、排出量が圧倒的に多い。事故が発生した場合の応急処置についても、示した方が良い。 | 明石委員 | グリーンハウス等を用いる直接解体では、これまでの解体やメンテナンス、更新工事の経験に基づき、放射線作業計画を策定し、作業員の被ばく低減対策を行う。 また、内部被ばく等が発生した場合に備え、マニュアルを整備し、訓練を繰り返し行い、迅速な対応が図れるように努めている。 | 13ページに「また、大洗研究開発センター燃料研究等における汚染事故を踏まえ、事故対策手順を改定しており、汚染事故等が発生した際の産業医や医療機関との連携も含めた迅速かつ的確な対応について、訓練を通じて習熟度を上げていく。」を追記。 |
| 7 | 13 | 廃止措置期間中において、環境モニタリングは継続的に行われるべきである。 | 塚田委員 | 施設外への放射性物質の漏えい等がないことを確認するため、環境モニタリングは廃止措置期間中においても継続する。 | 当日の回答の通り。 13ページ、施設外への放射性物質の漏えい等がないことを確認するため、環境モニタリングは廃止措置期間中においても継続する。 |

| No | 該当ページ | 委員からのコメント | 発言者 | 当日の回答 | コメント回答 |
|----|-------|---|-------|---|--|
| 8 | 83 | 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) のセル遮蔽機能損傷時の周辺公衆の被ばく評価について、新川沿いの北側の道路における実効線量評価はどうか。 | 寺井委員 | 事故時には人が一番近づきやすい敷地境界でモニタリングを行うこともあることから、実効線量評価を検討する。 | 86 ページに「再処理施設安全審査指針*に基づく人の居住する可能性のある地点として」、「注)参考として、人の立ち入る北側敷地境界(主排気筒から約 335 m)での実効線量を評価した結果、約 1.9 μ Sv/h。事故発生時は立入規制等の措置を講ずることにより、被ばく線量を低く抑えることができると考える。」、「*再処理施設安全審査指針(昭和 62 年 2 月 20 日原子力安全委員会決定)」を追記。 |
| 9 | 17 | ガラス固化体の最終処分場は決まっておらず、本当に 20 年後に搬出されるかは分からないことから、説明を加える必要がある。 | 西川委員 | ガラス固化体の搬出時期については、不確定ではあるが、NUMO が当初計画していた地層処分施設の操業開始時期である平成 40 年代後半として、廃止措置計画を策定している。 | 17 ページに「なお、最終処分は、バックエンド対策にとって必要不可欠であり、早期に処分が可能となるよう立地推進等の所要の取り組みを継続する所存である。最終処分の開始がやむを得ず遅れる場合は、各施設及び廃棄物の安全な管理が損なわれないよう廃止措置や廃棄物処理・保管の計画の調整により対応を図っていく。」を追記。 |
| 10 | 60 | 今、全ての分野において、人材確保が問題となっており、原子力に携わる人材の確保、技術継承についても検討して欲しい。 | 西川委員 | 当面は保有する放射性液体廃棄物の処理等の類似業務が継続していくため、現在の体制を維持していくことを考えているが、今後の人材確保や技術継承は重要な課題である。ここ数年のうちに、機会を逃さずに、プロジェクトの管理体制を整えていきたい。 | No.2 のコメント回答の通り。 |
| 11 | 63 | 規則や基準の改訂等によらず、新たな知見、近隣の原子力発電所の審査の情報等、アンテナを高くして情報収集にあたった方が良い。 | 宮下委員 | 拝承。 | 63 ページに最新の科学的・技術的知見並びに基準類や類似施設の水平展開等から得られる最新の知見に加え、「先行施設の審査の情報等に係る知見」を追記。 |
| 12 | 11 | 11 ページの現在の廃止措置計画(約 70 年間)に従って廃止措置を進めていったときに、リスクがどのように減っていくのかを定量的に示してはどうか。 | 古田委員長 | 拝承。 | 79 ページに補足説明資料として、「東海再処理施設の廃止措置に伴う特定廃液の相対放射エネルギー推移」の図等を追加。 |
| 13 | 61 | 人材確保について、どのくらい規模の人材がどのくらいの期間必要なのか、見積りを示してはどうか。 | 古田委員長 | 拝承。 | 61 ページに「※当面現在の体制を維持していく(現在の従業員数 約 720 名)。実施体制は、今後の廃止措置の進捗状況に応じて、適宜見直していく。」を追記。 |
| 14 | 17 | 放射性廃棄物の最終処分がうまく進まない場合にはどのようにするのか。 | 古田委員長 | 拝承 | No.9 のコメント回答の通り。 |